

福岡医発第 1248号 (地)

平成15年10月 1日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次郎

特定疾患医療受給者証の交付状況について

初秋の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、別紙のとおり福岡県保健福祉部健康対策課では、標記受給者証の交付事務につきましては、10月1日に間に合わせるために努力されておられますが、今回受給者の方に交付できるのが、一次審査（コンピュータ解析）で承認になった5,000名程度になるとの連絡がありましたので、取り急ぎお知らせいたします。

後は、審査会で承認になった方より随時交付されることになっております。

つきましては、貴職より貴会会員に対してのご周知方につきましてご配慮下さいますようお願い申し上げます。

なお、

1. 10月1日に医療受給者証が間に合わなかった方については、健康保険のみの適応となります。
2. 受給者証を交付時に、別紙「受診する医療機関にお渡してください」が配布されます。
3. 問い合わせ先：福岡県保健福祉部健康対策課疾病対策係

TEL 092-643-3267

15 健疾第 195 号

平成15年9月30日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部健康対策課長

特定疾患医療受給者証の交付状況について

本県の保健行政には日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記受給者証の交付事務につきましては、10月1日に間に合わせるため努力してきたところでありますが、今月中に受給者の方に交付できるのが、一次審査（コンピュータによる解析）で承認になった5,000名程度になります。後は審査会で承認になった方について随時交付していくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。

10月1日に医療受給者証が間に合わなかった方については、健康保険のみの適用となります。

なお、受給者証を交付時に別紙「受信する医療機関にお渡してください」を配布することとしております。



受診する医療機関にお渡してください。

医療機関の方へ

特定疾患治療研究事業では、平成15年10月から制度改正が行われ、患者は所得に応じた自己負担額を負担するように変更になりました。

その患者の1ヵ月の自己負担限度額（1医療機関あたり）は、下表のとおりとなります。

特定疾患患者が受診した際、及び診療報酬請求の際等には、間違わないようにしてください。

◎特定疾患患者の自己負担限度額

◎ 特定疾患患者の自己負担限度額				
	H15年9月まで	H15年10月から		証の色
一般患者	外来… 1,000円を 上限に月2回まで	一般	特定疾患医療受給者証に 記載されている自己負担額	黄色
	入院… 14,000円		自己負担なし	
重症患者	外来・入院とも 自己負担なし	外来・入院とも 自己負担なし		ピンク

※院外処方による調剤薬局での薬代及び訪問看護については、これまでどおり自己負担はありません。（全額公費負担）

もし、この特定疾患医療受給者証の交付が、10月1日に間に合わず、既に医療機関を受診され、一般の方と同様の自己負担（公費なし）を支払っていた場合は、療養費払いにより患者さんに返金することとなりますが、出来る限り、医療機関から患者さんへ直接返金していただき、公費併用（51）のレセプト請求により処理していただきますようお願いいたします。

※問い合わせ先：福岡県庁健康対策課疾病対策係

TEL 092-643-3267

なお、レセプトの書き方等については、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金へ問い合わせください。